

一 構造改革特別区域計画の変更を認定した日
平成十八年七月三十一日
二 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 福岡県及び福岡市
三 構造改革特別区域の名称 福岡アジアビジネス特区
四 構造改革特別区域の範囲 福岡市の全域並びに春日市及び大野城市の区域の一部（九州大学筑紫地区）（詳細は内閣府において閲覧に供する。）

五 変更後において実施し又はその実施を促進することができる特定事業の名称（番号）については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。） 外国人研究者受入れ促進事業（五〇一、五〇二及び五〇三）、特定事業等に係る外国人の入国・在留申請優先処理事業（五〇四）、外国人情報処理技術者受入れ促進事業（五〇七）、学校設置会社による学校設置事業（八一六）、校地・校舎の自己所有を要しない大学等設置事業（八二一）（八〇一―）、運動場に係る要件の弾力化による大学設置事業（八二八）、空地に係る要件の弾力化による大学設置事業（八二九）、インターネット等のみを用いて授業を行う大学における校舎等施設に係る要件の弾力化による大学設置事業（八三二）、修了者に対する初級システムアドミニストレータ試験の午前試験を免除する講座開設事業（一一三二―一一四四）、特定埠頭運営効率化推進事業（一一〇三）及び特定埋立地に係る所有権移転制限期間等短縮事業（二〇八）

○内閣府告示第八百二十一号
地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第七條第一項の規定に基づき、平成十八年四月十八日内閣府告示第四百三十号をもって公示した地域再生計画の変更を認定したので、同法第七條第二項において準用する同法第五條第七項の規定に基づき、次のとおり公示する。
平成十八年八月七日
内閣総理大臣 小泉純一郎

一 地域再生計画の変更を認定した日 平成十八年七月三十一日
二 地域再生計画の作成主体の名称 東京都豊島区
三 地域再生計画の名称 文化芸術創造都市の形成「としまアートキャンパス」計画
四 地域再生計画の区域の範囲 東京都豊島区全域（詳細は内閣府において閲覧に供する。）
五 基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号）については、基本方針に定めるところによる。） 補助対象財産の転用手続の一元化・迅速化（三の三③）、地域再生に資するNPO等の活動支援（三の四③イ）、文化芸術による創造のまち支援事業の活用（三の四③ホ）及び日本政策投資銀行の低利融資等（三の四③ト）

○総務省告示第四百四十三号
市町の廃置分合
地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七條第一項の規定により、津久井郡藤野町を廃し、その区域を相模原市に編入する旨、神奈川県知事から届出があったので、同条第七項の規定に基づき、告示する。
右の処分は、平成十九年三月十一日からその効力を生ずるものとする。
平成十八年八月七日
総務大臣臨時代理 中馬 弘毅
国務大臣 中馬 弘毅

○総務省告示第四百四十四号
市町の廃置分合
地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七條第一項の規定により、相模郡木津町、同郡加茂町及び同郡山崎町を廃し、その区域をもって木津川市を設置する旨、京都府知事から届出があったので、同条第七項の規定に基づき、告示する。
右の処分は、平成十九年三月十二日からその効力を生ずるものとする。
平成十八年八月七日
総務大臣臨時代理 中馬 弘毅
国務大臣 中馬 弘毅

○外務省告示第四百七十号
平成十八年七月十八日にメキシコで、円借款の供与に関する日本国政府とメキシコ合衆国政府との間の平成十二年三月二十九日付けの交換公文に従ってメキシコ公共事業銀行に供与されることになった八八・カリフォルニア州上下水道整備計画の実施に係る円貨による借款の支出期間がメキシコ公共事業銀行と国際協力銀行との間の合意により平成二十一年七月二十七日まで延長される旨の口上書の交換が、メキシコ合衆国政府との間に行われた。
平成十八年八月七日
外務大臣 麻生 太郎

○外務省告示第四百七十一号
平成十八年六月十二日に北京で、円借款の供与に関する日本国政府と中華人民共和国政府との間の平成十年十二月二十五日付けの交換公文に従って中華人民共和国政府に供与されることになった陝西省韓城第二火力発電所建設事業計画（Ⅱ）の実施に係る円貨による借款の支出期間が中華人民共和国財政部と国際協力銀行との間の合意により平成二十一年六月十四日まで延長される旨の口上書の交換が、中華人民共和国政府との間に行われた。
平成十八年八月七日
外務大臣 麻生 太郎

○外務省告示第四百七十二号
平成十八年七月二十一日に北京で、円借款の供与に関する日本国政府と中華人民共和国政府との間の平成十三年三月三十日付けの交換公文に従って中華人民共和国政府に供与されることになった重慶モノレール建設事業計画の実施に係る円貨による文化庁告示第九号
著作権法施行規則（昭和四十五年文部省令第二十六号）第一条の二第四号及び第五号の著作権に関する講習を次のとおり実施するので同規則第二条第二項の規定に基づき告示する。
平成十八年八月七日
文化庁長官 河合 隼雄

○外務省告示第四百七十三号
平成十八年七月二十四日に北京で、円借款の供与に関する日本国政府と中華人民共和国政府との間の平成十三年三月三十日付けの交換公文に従って中華人民共和国政府に供与されることになった環境モデル都市事業計画（貴陽Ⅱ）の実施に係る円貨による借款の支出期間が中華人民共和国財政部と国際協力銀行との間の合意により平成二十年七月二十七日まで延長される旨の口上書の交換が、中華人民共和国政府との間に行われた。
平成十八年八月七日
外務大臣 麻生 太郎

○外務省告示第四百七十四号
平成十八年七月二十四日に北京で、円借款の供与に関する日本国政府と中華人民共和国政府との間の平成十三年三月三十日付けの交換公文に従って中華人民共和国政府に供与されることになった環境モデル都市事業計画（大連Ⅱ）及び天津市汚水対策事業計画の実施に係る円貨による借款の支出期間が中華人民共和国財政部と国際協力銀行との間の合意により平成二十年七月二十七日まで延長される旨の口上書の交換が、中華人民共和国政府との間に行われた。
平成十八年八月七日
外務大臣 麻生 太郎

○外務省告示第四百七十五号
平成十八年七月二十五日に北京で、円借款の供与に関する日本国政府と中華人民共和国政府との間の平成十三年三月三十日付けの交換公文に従って中華人民共和国政府に供与されることになった環境モデル都市事業計画（貴陽Ⅱ）の実施に係る円貨による借款の支出期間が中華人民共和国財政部と国際協力銀行との間の合意により平成二十年七月二十七日まで延長される旨の口上書の交換が、中華人民共和国政府との間に行われた。
平成十八年八月七日
外務大臣 麻生 太郎

○外務省告示第四百七十六号
平成十八年七月二十六日に北京で、円借款の供与に関する日本国政府と中華人民共和国政府との間の平成十三年三月三十日付けの交換公文に従って中華人民共和国政府に供与されることになった環境モデル都市事業計画（大連Ⅱ）及び天津市汚水対策事業計画の実施に係る円貨による借款の支出期間が中華人民共和国財政部と国際協力銀行との間の合意により平成二十年七月二十七日まで延長される旨の口上書の交換が、中華人民共和国政府との間に行われた。
平成十八年八月七日
外務大臣 麻生 太郎